

令和5年度公共用水域水質測定計画の変更点

※下線は環境基準点

1 群馬県

- ①ローリング調査対象河川（一部調査項目）の変更。
- ②碓氷川上流（中瀬橋）、桐生川上流（観音橋）で、トリハロメタン生成能の測定回数を年1→0回に変更（隔年実施）。

2 利根川上流河川事務所

- ①利根川中流（坂東大橋）で、鉛の測定回数を年12回→2回に変更。
砒素の測定回数を年6→2回に変更。アンモニア性窒素の測定回数を年2→12回に変更。
- ②利根川中流（上武大橋）、利根川中流（刀水橋）で、鉛の測定回数を年6→1回に変更。
アンモニア性窒素の測定回数を年1→12回に変更。
- ③利根川中流（利根大堰）で、鉛の測定回数を年12→2回に変更。
フェニトロチオンの測定回数を年0→1回に変更。E P Nの測定回数を年1→0回に変更。

3 渡良瀬川河川事務所

- ①渡良瀬川上流・渡良瀬川1（赤岩用水取水口）、渡良瀬川2（葉鹿橋）、渡良瀬川3（渡良瀬大橋）で、銅の測定回数を年12→2回に変更。

4 利根川ダム統合管理事務所

- ①利根川上流（3）（岩本）で、pH、DO、BOD、SSの測定回数を年24→12回に変更。
全亜鉛の測定回数を年6→4回に変更。
銅、溶解性鉄、溶解性マンガンの測定回数を年2→1回に変更。
塩素イオン、陰イオン界面活性剤の測定回数を年6→2回に変更。
- ②利根川上流（3）（群馬大橋）で、pH、DO、BOD、SSの測定回数を年24→12回に変更。
砒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、塩素イオン、陰イオン界面活性剤の測定回数を年6→2回に変更。総硬度の測定回数を年12→4回に変更。
- ③藤原ダム貯水池（藤原湖）（湖心）、相俣ダム貯水池（赤谷湖）（湖心）、菌原ダム貯水池（菌原湖）（湖心）で、DOの測定回数を年36→24回に変更。大腸菌群数の測定回数を年0→4回に変更。

5 高崎河川国道事務所

- ①烏川下流（高松）で、砒素の測定回数を年6→1回に変更。
- ②烏川下流（柳瀬橋（岩鼻））で、ふっ素の測定回数を年2→1回に変更。

6 水資源機構草木ダム管理所

- ①渡良瀬川上流（東発電所放水口（小平取水口））で、pH、SS、全亜鉛、カドミウム、鉛、砒素、銅の測定回数を年21→5回に変更。

7 前橋市

- ①広瀬川（新貝橋）の廃止。
- ②佐久間川（満開橋）の廃止。

8 渋川市

- ①ローリング調査対象河川（一部調査項目）の変更。

9 甘楽町

- ①雄川（雄川堰取水口）、雄川（金山橋）、庭谷川（柳田橋）、天引川（二丈橋）、白倉川（上引田（吉田造園裏））を追加し、pH、DO、BOD、SS、大腸菌数を年4回測定。

10 中之条町

- ①胡桃沢川（胡桃沢中間部（近藤児童公園側））、胡桃沢川（胡桃沢川吾妻川合流地点）、桃瀬川（桃瀬川柳内一号橋下）を追加し、pH、BOD、SS、大腸菌数、全窒素、全燐を年4回測定。

11 板倉町

- ①板倉川（稲良橋）、板倉川（昭和橋）で、
全窒素、全燐、全亜鉛の測定回数を年0→4回に変更。

12 大泉町

- ①休泊川（太田市境界）、休泊川（利根川出口）を追加し、pH、DO、BOD、SSを年4回測定。大腸菌数、全窒素、全燐を年1回測定。

13 水資源機構沼田総合管理所・水資源機構下久保ダム管理所・高崎市・桐生市・伊勢崎市・太田市・館林市・藤岡市・富岡市・安中市

- ①令和4年度計画から変更なし。